

生駒市条例第 39 号

生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

(生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第 1 条 生駒市再開発住宅条例（平成 6 年 7 月生駒市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 21 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

(生駒市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 生駒市営住宅条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 本市の広報紙及びホームページ

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 38 条及び第 39 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。